# 岸和田市 非常勤嘱託員採用試験案内

平成26年4月岸和田市役所

# 1. 採用予定職種・募集人数及び受験資格等

職種	人数	受験資格など	年齡要件
斎場作業員	1人	高等学校卒業程度の学力を有する人 で、平日以外に土・日曜日、祝日、年末 年始の勤務が可能な人	昭和33年4月2日以降
管理栄養士 (保健センター勤務)	1人	管理栄養士免許取得者	に生まれた人
国民健康保険料等徴収員	1人	高等学校卒業程度の学力を有し、普通 自動車を運転できる免許取得者で、週 2回程度の夜間勤務が可能な人	昭和31年4月2日以降に生まれた人
家庭児童相談員	1人	児童福祉司の任用資格または社会福 祉士資格のある人	昭和29年4月2日以降に生まれた人

- ※1 いずれの職種も変則勤務が可能な人に限ります。
- ※2 受験者の成績が一定の水準に達しないときは、合格者なしとする場合があります。

# 2. 試験日時・会場・内容など

# (1) 試験日時·会場

日 時	会場
平成26年4月27日(日)午前9時15分開始	岸和田市役所 職員会館
(集合時間:9時00分集合)	*最終頁の地図をご参照ください

#### (2) 試験内容

職種	内容	試験時間
斎場作業員 管理栄養士	小論文試験	午前9時15分~午前10時15分
家庭児童相談員	面接試験	午前10時30分~
国民健康保険料等徴収員	事務職適性検査※1	午前9時15分~午前10時
	面接試験	午前10時15分~

※1 事務職適性検査ではボールペンを使用しますので、必ずご持参ください。

## (3) 合格者の発表

合格者の発表は、5月上旬の予定です。合否結果は受験者に郵送するほか、市ホームページでも合格者の受験番号を掲載します。なお、不合格の場合、希望者には得点、平均点、順位を通知します。希望する場合は、受験申込書の該当欄に ✔印を記入してください。

## 3. 勤務条件等

採用予定:平成26年6月

任用期間:平成27年3月31日まで

※斎場作業員、管理栄養士については勤務成績により最大4回、国民健康保険料等徴収

員については最大2回の更新あり。家庭児童相談員については更新なし。

勤務時間:週28時間程度(配属先により異なります)

週4日勤務、または週5日勤務(配属先により異なります)

手 当 等:市の定めにより支給します。

#### 4. 受験手続

#### (1) 非常勤嘱託員採用試験申込書の入手方法

①直接入手の場合

市役所人事課(岸和田市岸城町7-1)で配布します。(土・日曜日は除く)

②インターネットで入手の場合

市ホームページ (http://www.city.kishiwada.osaka.jp/) の「職員・アルバイト採用情報」からダウンロードできます。※ ダウンロードした申込書は両面印刷して使用してください。

③郵便の場合

申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に、「非常勤嘱託員採用試験申込書請求」と朱書のうえ返信用封筒 {定型(長3サイズなど)のものに住所・氏名・郵便番号を明記し、92円切手をはる。}を同封して、岸和田市役所人事課(〒596-8510 岸和田市岸城町7-1)へ請求してください。

#### (2) 受験申込・問合先

〒596-8510 岸和田市岸城町7-1 岸和田市役所 人事課 電話番号:072-423-9412 (直通)

#### (3) 受付期間(土・日曜日は除く)

平成26年4月14日(月)~4月22日(火)午前9時から午後5時30分まで

#### (4) 提出書類

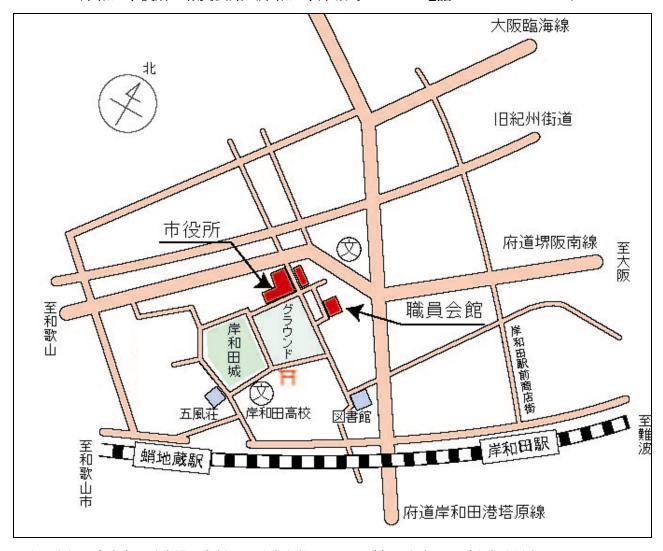
- ① 岸和田市非常勤嘱託員採用試験申込書(たて4cm×よこ3cmの顔写真を貼ってください)
- ② 岸和田市非常勤嘱託員採用試験受験票(たて4cm×よこ3cmの顔写真を貼ってください) ※ ①②の顔写真は同じものを貼ってください。
- ③ 合否通知用封筒{送付先の住所と氏名を記入し、切手392円分を貼付した定型(長3サイズなど)のもの} ※ 合否通知は、簡易書留で送付します。

#### (5) 注意事項

- ① 非常勤嘱託員採用試験申込書は、必要事項を記入し、なるべく本人持参のうえ、前記受験申込先(市役所人事課)に提出してください(郵便での提出は受け付けません)。
- ② <u>申込書の記載事項に不備のある場合には、お返しする場合がありますが、このために生</u>じた遅延等については責任を負いませんので受験手続には十分注意してください。
- ③ 受験票は、受付時に交付します。試験当日に必ず持参してください。
- (4) 試験に関する一切の提出書類はお返ししません。

# 【試験会場地図】

岸和田市役所 職員会館(岸和田市岸城町5-8 電話:072-423-2121)



注:市役所来庁者用駐車場(有料)の駐車台数には限りがありますのでご注意ください。